|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１章　総則 |  |  |  |  |  |
|  | Ⅰ．総則 |  |  |  |  |  |
|  | 第２章　性能基準 |  |  |  |  |  |
|  | **Ⅰ　通則**  **1. 適用範囲**  火災により生ずる熱、煙又は炎などを感知し、自動的に水を放出することにより、火災を消火または抑制する設備のうち住宅又は小規模医療・福祉施設に設置するものに適用する。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2．用語の定義**  **略** |  |  |  |  |  |
|  | **3．部品の構成**  構成は、表－１による。  表－１　構成    注)  ●：(必須構成部品)住宅部品として基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。  ○：(セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。  △：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **4．材料**  必須構成部品及び選択構成部品の使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **5．施工の範囲**  構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。  a)　取付け下地の確認 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b）スプリンクラーヘッド、感知部、警報部、制御部等の取付。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c）配管、配線等の布設。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d）選択構成部品等の取付。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | e）動作状態の確認、検査 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | （**6．寸法**） |  |  |  |  |  |
|  | **Ⅱ．要求事項**  **1. 住宅部品の性能等に係る要求事項**  **1.1 機能の確保**  a）機器特性  1）スプリンクラーヘッドの散水範囲は、必要とされる消火範囲を含むこと。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2）感知部の感知範囲は、スプリンクラーヘッドの消火範囲を含むこと。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 3）スプリンクラーヘッド、感知部、警報部、制御部、その他のオプション部品（選択構成部品）等の機能は、『住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン』（平成3年3月25日消防予第53号）に適合しており、日本消防検定協会又は消防法に規定する登録検定機関による住宅用スプリンクラー設備の品質評価若しくは特定機器評価に適合したものであること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 4）スプリンクラーヘッドの感知性能  閉鎖型のスプリンクラーヘッドの感度は、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第２号）に定める種別１種の感度試験に適合する感度であること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 5）警報音  警報を行う部分の中心から１ｍ離れた位置における音圧が70dB以上で、１分間以上継続して警報音を発生することができること。  〈試験：別冊BLT SS-01「警報音試験」〉 | 試験 | □ |  |  |  |
|  | **1.2安全性の確保**  **1.2.1機械的な抵抗力及び安定性の確保**  a）スプリンクラーヘッド、感知部、警報部、制御部、その他の選択構成部品、配管、配線等は、躯体又は壁体もしくはこれに相当する部分に確実に固定できる機構を有していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b）閉鎖型のスプリンクラーヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第２号）に適合していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保**  a) 形状・加工状態  人が触れるおそれのある部分は、危険な突起物、鋭利な端部等がないこと。 | 現物 | □ |  |  |  |
|  | b）荷重・外力  想定される各種の荷重、衝撃力、地震力などにより、変形、破損、漏洩等がないよう対策を講じていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c) 電気特性  電気設備は、「電気用品の技術上の基準を定める省令」（平成25年経済産業省令第34号）、および 日本電気協会の電気技術規程JEAC 8001（内線規程）に準じていること。また、以下の項目に関して安全が確保されていること。  1) 漏電に対する人身保護、火災防止（漏電対策装置） | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2) 電装部品を使用するものにあっては、電気的雑音による誤動作の防止対策 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d) 使用上の安全性  保安上、以下の項目について利用者にわかるよう表示されていること。  1) 断水時および給水管の水圧低下時等は正常な効果を得られないこと | 現物 | □ |  |  |  |
|  | 2) 故障時等の連絡先及び注意事項 | 現物 | □ |  |  |  |
|  | **1.2.3 健康上の安全性の確保**  a）給水管に直結する部品の接水部分は、衛生上有害な物質を溶出しないこと。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b）逆流、滞留水等により水道水の水質を汚染しないこと。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | （**1.2.4 火災に対する安全性の確保**） |  |  |  |  |  |
|  | （**1.3 耐久性の確保**） |  |  |  |  |  |
|  | **1.4 環境に対する配慮**  （この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）  **1.4.1 製造場の活動における環境配慮**  本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2 住宅部品のライフサイクルの各段階における環境配慮**  本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。  **1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮**  次のような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。   1. 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。 2. 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮**  次のような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。   1. 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。 2. 小型化、軽量化、部品設計の工夫等により、材料の使用量を削減していること。 3. 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。 4. 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。 5. 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること 6. 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。 7. 表面処理等に起因する環境汚染を防止していること。 8. 地球環境の悪化に関与する物質の発生抑制をしていること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2.3 施工時における環境配慮**  次のような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。   1. 梱包材料の使用量を削減していること。 2. 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。 3. 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。 4. 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。 5. 当該住宅部品を設置するために使用する接着剤、シーリング剤等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2.4 使用時における環境配慮**  次のような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。   1. 室内設置される部分については、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量が少ない材料を用いていること。 2. 待機消費電力の削減を図っていること。 3. 使用時の騒音の発生を低減していること。 4. 省エネ運転を促す仕組みを持っていること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮**  次のような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。   1. 解体・撤去時に周辺環境に悪影響を及ぼさない取外し方法が施工説明書、解体説明書等に記載されていること。 2. 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮**  次のような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。   1. 材料ごとの分離が容易であること。 2. 再資源化が容易な材料を使用していること。 3. 種類ごとに材料名の表示があること。 4. 再資源化を実施していること。 5. 鉛はんだを使用しないなど、廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |  |
|  | **2 供給者の供給体制等に係る要求事項**  **2.1 適切な品質管理の実施**  次のa)又はb)により生産管理されていること。   1. ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が維持されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理していること。  1)　工場及び作業工程  以下の内容が明確にされていること。   1. 工場の概要   ⅰ) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅱ) 工場の従業員数 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅲ) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ② 作業工程  ⅰ)　工程（作業）フロー | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　品質管理  以下の方法により品質管理が行われていること。  ①　工程の管理  ⅰ)　商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅱ)　工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ②　苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ③　外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ④　製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⑤　必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。  ⅰ)　製品又は加工品（中間製品）の検査に関する  事項 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅱ)　製品又は加工品（中間製品）の保管に関する  事項 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅲ)　製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅳ)　外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅴ)　苦情処理に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 3)　その他品質保持に必要な項目  ①　品質管理が計画的に実施されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ②　品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ③　品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保**  **2.2.1 適切な品質保証の実施**  a）保証書等の図書  無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b）無償修理保証の対象及び期間  無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に応じ、次の一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。  部品を構成する部分又は機能（施工の瑕疵を除く）５年  ＜免責事項＞  １　本基準の適用範囲以外に使用した場合の不具合  ２　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合  ３ メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合  ４ メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合  ５　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象  ６　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合  ７　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合  ８　火災･爆発等事故、落雷･地震･噴火･洪水･津波等天変地異または戦争･暴動等破壊行為による不具合  ９　消耗部品の消耗に起因する不具合  10　ガス･電気･給水の供給トラブル等に起因する不具　　合  11　指定規格以外のｶﾞｽ･電気等を使用したことに起因する不具合  12　熱量変更に伴う調節等  13　給水・給湯配管の錆び等異物流入に起因する不具合  14　温泉水、井戸水などであって水道法に定められた飲料水の水質基準に適合しない水を給水したことに起因する不具合  15　指定規格以外の熱媒を使用したことに起因する不具合 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.2 確実な供給体制の確保**  製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.3 適切な維持管理への配慮**  **2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮**  使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。   1. 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 1. 将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　保守管理性  1)　機器等の交換、補修、清掃、点検等が容易に行えるよう工夫されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　機器等の交換については、互換性に対しても工夫されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 3)　電気制御系統については、端子台等で安全装置などの点検及び部品交換が可能なこと。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮**  a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)を明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。  1)　住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d）住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.4 確実な維持管理体制の整備**  **2.2.4.1 相談窓口の整備**  a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.4.2 維持管理の体制の構築等**  維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。  a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理**  メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.3 適切な施工の担保**  **2.3.1 適切なインターフェイス**  a) 少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。  1)　外形寸法及び重量 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b) 機器本体の寸法形状は、設置タイプに応じて適切に計画されていること。  1)　機器本体と搬送部材の接合のための作業は、施工がしやすいよう操作部のある機器前面側、天井内等に接合部が隠蔽される機器の場合にあっては、点検口等からの作業が行えるなど対策が講じられていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　操作面以外は、他の建築構成材と取り合うように設定されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c） 構成部品は、施工時に不都合な変形等が生じないよう、十分な寸法精度を持つこと。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d）取合い寸法  スプリンクラーヘッドについては、接続される配管と適切に接続できる取合い寸法となっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.3.2　適切な施工方法・納まり等の確保**  次のような施工方法・納まり等に関する事項について適切に定められていること。  a)　施工の範囲及び手順  1)　機器本体の取付及び換気設備との接続  ①　取付け下地の確認  ②　機器本体の取付け  ③　機器本体から建物側電源まで及び操作部品までの標準配線の取付け | 図書 | □ | ・限定的  ・標準的 |  |  |
|  | 2)　配管等との接続 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 3)　操作部の取付け及び機器本体との接続  ①　取付け下地の確認  ②　操作部の取付け  ③　機器本体から操作部までの標準配線の取付け | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 4)　取付け後動作状態および検査の方法 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　施工上の留意事項等  1)　取付け下地の確認方法  2)　取り合い部分についての標準納まり図  3)　必要な特殊工具及び施工上の留意点  4)　施工上の条件  5)　外壁面等に貫通し設置されるものにあっては、凍結防止の対策 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　関連工事の留意事項  1)　取付下地の要件及び施工方法  2)　その他関連工事の要件 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d）施工方法・納まり  1)　当該施工方法・納まり以外の方法を許容しない場合は、限定されたものであることを明記すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　標準的な施工方法・納まり等を示す場合は、それが標準的なものであることを明記するとともに、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な注意事項及び禁止事項が明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | e)　当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | f)　標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **3 情報の提供に係る要求事項**  **3.1 基本性能に関する情報提供**  少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され､かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。  a) 証明書(品質評価、特定機器評価) | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　消火範囲 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　感知性能 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d)　警報音 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | e)　設置場所 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **3.2　使用に関する情報提供**  a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書等により、提供されること。  1)　誤使用防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　事故防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 3)　製品の使用方法 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 4)　水抜き方法等、凍結防止の方法 |  |  |  |  |  |
|  | 5)　使用者が維持管理するべき内容 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 6)　日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。） | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 7)　故障・異常の確認方法及びその対処方法 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 8)　製品に関する問い合わせ先 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 9)　消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b) 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表示方法が適切ではがれにくいこと。 | 図書  現物 | □ |  |  |  |
|  | **3.3　維持管理に関する情報提供**  少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。  a)　製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　有償契約メンテナンスの有無及び内容 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d)　消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **3.4　施工に関する情報提供**  少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。  a）「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b）品質保証に関する事項  1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2) 保険の付保に関する事項  ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ② 施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |